

「海外貨物検査株式会社 JAS 認定業務受託規約」

海外貨物検査株式会社（以下「OMIC」という。）は、JAS 認定業務の申請を受理するにあたり、申請者が、認定を申請し、取得・維持していく上で申請者が OMIC に対して有する権利と申請者が遵守すべき義務（OMIC が認定業務を実施するために有する権利を含む）を以下のとおり定める。

1 申請者がOMICに対して有する権利

- ① 認定業務に係る規程を閲覧することができる。
- ② 認定の判断基準について、確認を求めることができる。
- ③ 認定を受けた内容の適合性に影響を与える可能性がある認定の技術的基準等の変更に関する情報提供を受けることができる。
- ④ 指名した審査員と申請者との間に利害の衝突がないことを確認することができる。
- ⑤ 認定審査・確認調査の報告書の提出を要求できる。
- ⑥ 判定結果に対して、異議申立てできる。
- ⑦ 認定を取得し、認定を維持継続している間、認定を受けた手順に従って日本農林規格への適合を確認した農林物資に JAS マークを貼付することができる。
- ⑧ 「OMIC」が「認定業務契約」に違反したことにより蒙った損害を請求することができる。
- ⑨ JAS マークを貼付して出荷する製品の取引先から「取引確認書」、「Transaction Certificate」等の提出を求められた場合には、その対価を支払うことにより、OMIC に発行を依頼することができる。

2 申請者が遵守すべき義務（OMIC が認定業務を実施するために有する権利を含む。）

- ① 申請者は、認定の技術的基準への認定事項の適合及び格付・格付表示される製品の日本農林規格への適合を維持する。
- ② 申請者は、JAS マークの貼付について JAS 法の規定を遵守する。また、当社からの許可を得た場合を除き、JAS マークの下に認定番号を記載する。
- ③ 申請者は、格付又は格付の表示が適切でなく、農林水産大臣による期間を定めての改善命令、JAS マークの除去あるいは抹消の命令に違反又は報告の請求に対する拒否、虚偽報告、並びに農林水産大臣及び農林水産消費安全技術センターによる立入検査の拒否・妨害・忌避 をしてはならない。
- ④ 申請者は、認定の技術的基準への適合性に影響を与える可能性のある変更又は格付・格付表示に関する業務の廃止についてOMICへ事前に報告する。
- ⑤ 申請者は、認定取得の広告などの表示は認定の範囲のみに限定し、認定に係る農林物資以外の農林物資についても認定を受けているとの誤認やOMICの認定審査の内容その他認定に関する業務内容について誤解を招くおそれのないようにする。
- ⑥ 申請者は、認定を受けている旨の広告又は表示をするときは、認定に係る農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならない。
- ⑦ 申請者は、上記⑤及び⑥の条件違反に対する表示方法の改善や中止に係るOMICの要求を受入れる。
- ⑧ 申請者は、上記⑤、⑥のほか、他者に認定、格付、JAS マークについての情報提供に際し、OMICに

よる認定に係る農林物資以外の農林物資についても認定されているとの誤認や OMIC の認定審査の内容、その他認定に関する業務内容について誤解を招くおそれのある行為を行わない。

- ⑨ 申請者は、OMIC が行う認定事項の確認調査(年に一度の定期的確認調査、事前に通知する臨時調査、事前の通知無の確認調査)等に協力する。
- ⑩ 申請者は、四半期ごとに格付実績もしくは格付表示の実績をOMICへ報告する。
- ⑪ OMICは、格付・格付表示に関する業務の適切性や上記⑤、⑥、⑧の確認のため、必要な報告の要求や事務所、ほ場、工場への立入り、格付・格付の表示、農林物資の広告・表示、農林物資、その原料、関係文書・帳簿・記録、その他の物件の調査を行うことができる。
- ⑫ OMICから、認定の取消し又は格付・格付表示業務の廃止、格付・格付表示に関する業務及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止を請求されたときには、認定に係る全ての宣伝、広告の中止、認定証の返却等、OMICの請求に従う。
- ⑬ 申請者は、認定証の写しを取引先等に提供する場合は、複製である旨を明記し、全てを複製する。
- ⑭ 申請者は、規格への適合性に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、その記録をOMICの求めに応じて利用させる。
- ⑮ 申請者は、認定業務の料金の請求に対して遅滞なく支払う。
- ⑯ OMICは、上記①～⑮について違反、又は⑪の不報告あるいは虚偽報告もしくは、⑪のチェック拒否、妨害及び忌避の場合、認定の取消し又は格付業務・有機JASマーク貼付製品出荷の停止を請求できる。
- ⑰ OMICは、申請者が上記⑯の請求に応じないときは、認定を取り消すことができる。
- ⑱ OMICは、認定事業者の氏名、名称、住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係る施設(工場・ほ場・事業所)の名称・所在地、認定年月日、並びに認定番号について、上記⑫の定めによる請求、その認定取消をしたときは当該年月日・当該理由、並びに格付・格付表示に関する業務の廃止のときはこの廃止の年月日及び認定番号を公表する。